

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-27

なし

(発行年 / Year)

1910

一乙芽二六〇九號

土地建物貸借ノ敷金ノ件ニ付ニ合申

本月一日付閣下第二八号ヲ以テ内務書記官ヨリ
法典調査ノ為メ各地方ノ土地建物貸借ノ敷
金ニ關スル慣例ヲ調査照会ノ趣ニ依リ取調
候處縣下各郡市中赤馬関市ニ於テ右問
題ニ當ル慣例有之候付左ニ列載致シ候此
段ニ付申候也

明治廿六年七月廿六日

山口縣知事原保太郎

内務大臣伯爵井上馨殿

山

内務省

二合

- 一 不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ敷金ヲ入ルノ慣例アリ
- 一 敷金主ハ家屋貸借ノ場合ノニ限ラズ建築地等ノ貸借ニモ之ヲ入ルノ慣例アリ
- 一 敷金主ノ預リ主ニ其利子ヲ拂フノ慣例ナシ
- 一 敷金ヲ入ルノ目的タル契約上借家料或ハ借地料ノ滞滞ヲ来シタル場合ニ之カ補充ヲ為ス豫備タシハナリ
- 一 前二項ノ要領ニ於テ明ナリ
- 一 貸借滞期ニ至リ借主ニ於テ(我後)弁済ヲ了セサルモノアルトキハ敷金ヲ以テ流用計算スルノ慣例ナリ